

苫小牧市教育委員会会議録

| | |
|---------|--|
| 会議区分 | 苫小牧市教育委員会 第 10 回 定例委員会 |
| 日時 | 平成24年8月27日 自 15時 至 16時55分 |
| 場所 | 苫小牧市役所第2庁舎2階会議室 |
| 出席委員 | 委員 佐藤 郁子 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 守 委員 山田 眞久 |
| 欠席委員 | 上原 毅 委員長 |
| 会議録署名委員 | 鈴木 正樹 委員 |
| 会議録作成職員 | 総務企画課総務係主事 田中 亮太 |
| 事務局職員 | 学校教育部長 斉藤 章 吾 スポーツ生涯学習部長 生水 賢 一 学校教育部次長 澤口 良 彦 スポーツ生涯学習部次長 木戸 克 史 総務企画課長 戸村 真 規 総務企画課総務係長 三橋 大 輔 総務企画課総務係主事 田中 亮 太 |
| 会議案件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過概要 | 別紙のとおり |

| | |
|---|---|
| 1 | 委員会開会の宣言（佐藤郁子委員長職務代理者） … 15時 |
| | |
| | |
| 2 | 会議録署名委員の指名（鈴木委員） |
| | |
| | |
| 3 | 会議録の承認 |
| | （佐藤郁子委員長職務代理者） 6月11日開催の第8回定例教育委員会及び7月27 |
| | 日開催の第9回定例教育委員会の会議録について、このとおり調製することとしてよ |
| | ろしいか。訂正する箇所はないか。 |
| | |
| | （一同「なし。」の声） |
| | |
| | －会議録どおり承認－ |
| | |
| | |
| 4 | 教育長の報告 |
| | まずは先週、8月23～24日の根室市での全道教育委員研究会への御参加につき |
| | 御礼申し上げます。 |
| | それでは、先月7月27日の定例教育委員会以降の出来事を振り返って報告をする。 |
| | まず、文化公園アートフェスティバルがあり、青少年リーダー育成洋上研修、中体 |
| | 連全道バスケット大会が開催された。入間市中学生研修団と市内中学生との交流には、 |
| | 市内の中学校5校が参加した。また、第7回全国高等学校選抜アイスホッケー大会、 |
| | はなぞの幼稚園存廃説明会などがあった。またALTのフッサムとアンドリューが退 |
| | 任し、新たにリースとマックスが着任している。この間港まつりもあり、審査員でお |
| | 世話になった委員さんには御礼申し上げます。こうして20日には小学校、中学校とも |

| |
|--|
| <p>2学期を迎えている。</p> |
| <p>学校の方では、夏季休業中の補習授業が各学校で開かれていた。なお8月6日から1週間、道教委主管で「勤務時間の服務実態調査」面談が管理職を対象にあった。問題点がいくつか指摘されているので、後日処分の裁定が予想される。これについては、今月末に胆振管内教育長会議が胆振教育局であるので、その中で報告されると思う。</p> |
| <p>児童生徒の水の事故だが、豊浦で室蘭の高校生が溺れて意識不明となり、後日亡くなった。白老でも中学生が波にさらわれ、先日になって遺体を確認され、不幸な事故が続いている。幸い本市の児童生徒に関する大きな事故連絡は、現在ない。</p> |
| <p>さて、大津市のいじめ自殺に関して先月も少し触れたが、大きな社会問題になっている。報道では学校や教育委員会の対応のまずさが大きく指摘されるため、本来の原因究明や生徒への指導、今後の防止策よりも、教育行政の在り方、あるいは爆弾や暴力事件への飛び火、さらには新たな訴訟などの話題に関心が集まっている感じがする。</p> |
| <p>先日の校長会議で私のほうからは、いじめはどこにでもあるという認識に立たなければならぬと伝えた。最近のいじめは、目に付くような暴力より悪口やからかい・仲間はずれ・無視などが多く、しかも携帯電話などのネット上で進行しているので、大人が気付くのは極めて難しいことである。いじめで児童生徒が悩んで自殺したとなれば、いじめと自殺との間に何らかの関係があると考えるのが自然ではないかと思う。したがって、学校は、管理下における安全保持の責任義務からも、因果関係を否定してはならないと思っている。ただ、自殺の予見は極めて難しいことから、学校はアンテナを張って予兆に敏感に対応して早期発見に努め、教師と保護者が情報を交流して早期に相談に乗るなどし、予防してほしいと話した。</p> |
| <p>次に、全国学習・学力調査の結果が公表された。以前に指導室から説明があったので、ホームページに載せるための準備を進めているところだ。全国のほうはまだ抽出校の通知なので、本市の全体像は分からない。ただ全国を越えている学校がある反面、極端に低い学校もある。したがって、学校での学習指導の充実、子どもの意欲付け、家庭への啓発、その総合結果が成果となってくる。自校の問題点を真剣に受け止め、</p> |

学校による格差がないよう取り組みたいと考える。

最後になるが、9月は中学校の学校祭シーズンであり、文化・スポーツの行事が増える。実り多い秋になるよう祈念して報告とする。

5 議 案

第1号 平成25年度教科用図書採択について

(学校教育部長) 現在使用している教科用図書については、小学校用が平成22年度、中学校用が平成23年度に採択されている。教科用図書の採択については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条というのがあり、政令で定める4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっている。本議案は、添付資料の議案第1号の①小学校②中学校の教科用図書一覧を、平成25年度においても現行と同じ教科用図書の採択をお願いするものである。次に③として、平成25年度一般図書だが、これは特別支援学級用の採択である。特別支援学級においては、学校教育法附則第9条の規定により、通常の教科書以外に一般図書を教科書として使用することができるとされており、本議案は平成25年度の特別支援学級における一般図書の教科書使用に関して採択をお願いするものである。道教委がまとめている議案第1号の③採択参考資料に記載されている全ての一般図書を、特別支援学級の教科書として採択していただきたいと考えている。なお、一般図書の場合、毎年度内容の改定等があつて採択参考資料についても多少の変更があるので、一般図書の教科書としての採択は毎年度行うことが必要になることから、今回採択をお願いするものである。

(佐藤郁子委員長職務代理者) 質疑に付す。

(山田教育長) 教科書については今説明があつたとおり、大幅に変わった場合は教育

| |
|--|
| <p>委員会で選んでいただくという作業があるが、その後4～5年経つと部分改定が出てきて、また見ていただくことになる。基本的に教科書が全く変わってないので、今使っている教科書の承認としてお願いしたい。</p> |
| <p>加えて配布議案について説明する。1枚目と2枚目は小・中学校だが、その後は全て特別支援学級である。何百冊とあるが、結果的に特別支援の子ども葉1人1人の発達の程度が違うので、その子に合ったふさわしいものを選ぶという観点で出ているので、こんなにたくさんある。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) 発達段階がABCに分けられているということと、国語・社会・算数、数学・理科・音楽・図画工作、美術・体育、保健体育・家庭、技術・家庭、職業・家庭・外国語と、非常に細かい種類に分かれているが、御覧になっていただきたい。参考にするものもある。新たに追加した一般図書については★印をつけてあるので、参考にしていただきたい。ABCの発達段階の区分けのところも資料の採択の参考資料に書いているので、内容も含めて御覧いただくと理解していただけるかと思う。</p> |
| <p>(山田教育長) 小・中学校の場合は教科書会社から見本が送られてきて検討等するが、特別支援学級の場合はこれだけの数があるので、見本はない。いくつかが平取養護学校等に行くとサンプルがあるが、他の場所にはなかなかないので、どうしてもこの中で選ぶとなっても大変難しいものがある。結果的には各学校の判断で選ぶことになる。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) 例えば国語だと70点、社会だと37点、数学43点、理科40点と、非常に細かく分けられた教科書が用意されていて、児童生徒の障がいの段階別に対応する図書を選択しているようである。教育長の追加説明も含めて、何か質問あるか。</p> |
| <p>(鈴木委員) そのままでよいと思う。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) 障がいの程度が多様なので、区分けをするのは非常に難しいことだと思う。</p> |
| <p>(山田教育長) 当然予算があるから、今年選んで次も選ぶとなると財源的な保障はど</p> |

うするんだという問題があるが、恐らく現在選ばれているものはその子の在学中には数年使うのではないかと思う。そんなに大きく変わるものはない。これだけの中から選べるという資料なので、もっと違ったものがないのかといわれた時には対応できると思う。

(佐藤郁子委員長職務代理者) 生活科に関する一般図書というのは、他教科の中から選択できるということになっているので、選択の幅は広い状態だ。他に質疑がなければ、原案どおり決定とすることよろしいか。

(一同「はい。」の声)

－原案どおり決定－

第2号 苫小牧市ときわスケートセンター改築計画（案）について

(スポーツ生涯学習部長) 現在のときわスケートセンターは昭和54年に建設されたものであり、当時はプールも併用していた。そのため、冷却設備が塩素の影響をかなり受けており、昨年閉鎖したハイランドスケートセンターと同じような状態である。また、今年6月の王子スケートセンターの廃止によって現在市内にスケートリンクが3か所しかない。その中でときわスケートセンターがハイランドのように、老朽化による突然閉鎖となった場合、リンク2か所では現在のスポーツ競技等を維持することが困難なため、先を見据えて今回ときわスケートセンターを建て替えるものである。現状については、供用開始年度が昭和54年12月25日、建設面積が3,375.14㎡、敷地面積が16,530㎡となっている。施設内容は、競技場が60m×28m、移動式スタンドが350席である。利用状況としては、平成20・21年度に25、22年度に24、23年度に22の大会が開催された。今後のスケジュールだ

| |
|--|
| <p>が、今回の教育委員会で御承認いただいた後、明後日の議案説明会で説明させていただき、30日に住民説明会を開催する予定だ。建設予定地は、現在のときわスケートセンターの東側の敷地である。建物の規模は、現在のものとほとんど同規模の程度を考えている。概算建築費としては、外構工事・初度調弁を含めまして、約9億6千万円を考えている。また、ときわスケートセンターの改築計画について、実施設計及び基本設計を9月議会に補正予算として計上させていただく予定であり、これについては議案第3号の補正予算についての部分で説明する。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) 質疑に付す。</p> |
| <p>(佐藤守委員) 建物自体は同規模程度の大きさになるとのことだが、観覧席や控え室等の中身についての概要は決まっているのかどうかと、ときわのスケートリンクもかなり重要な施設だということで、要望としては4つリンクがないとインカレやフィギュアスケート等の大きな大会の同時開催を誘致できないのではないかと。それを踏まえて、王子スケートセンターが閉鎖になったので、努力をしていただいて何とかしていただきたく要望する。</p> |
| <p>(スポーツ生涯学習部長) 新しく改築するスケートセンターの中身について、設計の基本的なものが決まっていない。機能的には現在と同じものを考えていて、リンクの大きさは60m×30mを想定している。それに付随して、必要な更衣室だとかトイレ、事務室、レフリー室や役員室を考えている。これから実際、9月の補正予算案で出させていただき、業者が決まった段階で詳細な打合せをして決めていく予定だ。それから市内に4つリンクが必要ではないかという御質問だが、確かに王子のリンクはかなり古くなったために廃止されたものだが、市としても存続していただきたいと要望書を出している。まだ王子さんから正式な回答はいただいてない。ただ、建物を見させていただきましたが、かなり老朽化していた。それを王子製紙さんのほうでどのようにされるのか。市のほうの要望を酌んでいただいて改修するのか、その辺については未定だ。市としては存続の要望を伝えていく考えだ。</p> |
| <p>(鈴木委員) 佐藤守委員、ホッケーのリンクの大きさは60m×30mでよいか。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| (佐藤守委員) | これがフルサイズである。沼ノ端のスケートセンターが若干狭い。 |
| (鈴木委員) | 佐藤委員からお話があったが、王子とハイランドのリンクが同時に廃止される形になってしまった。ただ、苫小牧として大会の誘致を進めている云々の話と逆行しているようなところがあるので、国体はどうか分からないが、インカレなどで大会が集中するとなると、佐藤委員がおっしゃったように、4つリンクが必要になる。アイスホッケー、フィギュアと。そういうふうになってくると、なんとしても王子のリンクを使える状態に持って行かないと大きな競技大会を誘致できないので、よろしくをお願いしたい。 |
| (佐藤守委員) | 今建っているところの横に建つので、閉鎖期間が何か月かあるというわけではなく、あまり迷惑が掛からない形になるのか。 |
| (スポーツ生涯学習部長) | 新しい建物ができた段階で古いほうを壊すというスケジュールにしないと、3つしかないリンクなので、できるだけ支障をきたさないように考えている。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) | 王子のリンクが今後どうなるのか分からないので3つのリンクで計画されているのだろうが、スポーツ都市宣言で大会を誘致しなければならぬので、難しい部分もあろうかと思う。他に質疑はないか。質疑がなければ、原案どおり決定とすることよろしいか。 |
| | (一同「はい。」の声) |
| | —原案どおり決定— |
| | 第3号 教育費補正予算について |
| (学校教育部長・スポーツ生涯学習部長) | (議案3号教育費補正予算につき配布議案に基づき説明) |

| |
|---|
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 質疑に付す。 |
| (佐藤守委員) 第2給食調理場の件だが、内側も外側もかなり傷んでいる。将来的なものは前に示されたとおり、建替えになるのか、それとも補修の形でお金を掛けて進めていくのか、方向性は決められているのか。 |
| (学校教育部長) 第2給食調理場については御指摘のとおり、第1給食調理場が素晴らしいものができたので、なおさら目立っているが、まだ方向性については決まっていない。今のところ、旧第1調理場の10年遅れで第2が建ったわけだが、それに向けた中で第1の建設に26億の経費が掛かっているの、それらを踏まえて今度の整備計画で出せるかどうかは定かではない。部分的な補修や小規模な改修で留めているところである。大きな改修となると、2度手間ということも勘案しながら具体的な計画を定めたい。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 他に質問はないか。なければ、原案どおり決定とすることよろしいか。 |
| (一同「はい。」の声) |
| —原案どおり決定— |
| 第4号 教育委員会職員の処分について(諮問) |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 議案第4号については、これについては人事案件であるので、会議規則の規定により秘密会とするが、よろしいか。 |
| (一同「はい。」の声) |

－原案どおり決定－

6 協 議

第1号 中学校のアルバイト状況について

(指導室長) 先般の群馬県の工事現場で中学校3年生が死亡した事故があった。こちらのほうが男子生徒に職業体験と称して働くことを許可して、報告を受けた市教委も認めていたという問題を受けて、苫小牧市内15の中学校に調査をした。その結果、アルバイトの状況だが、アルバイト等の就労を原則禁止している学校は5校である。原則禁止としているが、保護者等の事情により許可している学校は4校、届出により許可しているのが6校であった。調査の結果、3校で5人の生徒が新聞配達等のアルバイトに従事しているということであった。市教委としては、学校で許可している場合については、生徒本人はもとより保護者や就労先の関係者と連絡を取る等して、就労の実態をきめ細かく把握するよう、本日の定例教頭会議の席上で私のほうから各中学の教頭に連絡している。また2学期に入り、各中学校では職業体験等のキャリア教育も実施されることから、学校として、こうした活動においても生徒の安全確保ができるよう、適切な配慮をもって行うよう指導した。

(佐藤郁子委員長職務代理者) 質疑に付す。

(佐藤守委員) 学校に黙ってアルバイトをしているのであれば把握は難しいので、各学校で生徒に注意とか、アルバイトをする際の届出とかについては学校を通してやっていただきたいと思う。市内の事業所にも群馬のような痛ましい事故が起きないように、社長さん自身は年齢制限とか分かっているとは思いますが、何かの機会に啓発していただきたいと思う。

(山田教育長) 先程の新聞配達というのは、通年か。夏休み期間中だけとかではない

| |
|---|
| のか。 |
| (指導室長) 新聞配達のアルバイトについては、労働基準法の関係で午後10時から午前5時までは中学生のアルバイトはできない状況になっている。そういったことも考えながら、聞くところによると、朝刊のアルバイトはかなり早い時間から対応しなければならないということで、実際問題として中学生が夕刊も午後2時過ぎには仕事に入るとのことなので、新聞配達に従事することは物理的に困難な状況が見受けられる。新聞配達の5人というのはそういった日刊紙ではなく色々な新聞があるが、その配達だということも考えられるので、追跡調査として各学校にどんな事業所でどんな配達をしているのかという実態を把握するように伝えているところだ。それから先程の佐藤守委員のお話だが、中学校としてのキャリア教育は、地域の事業所等を中心に行う実態にあるので、学校のほうには事業所を通じて学校のアルバイトの問題も含めて機会があるので、お話するように連絡したいと考えている。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 私のほうから1つ質問する。中学生のインターンシップの対象学年だが、これは、例えば2年生からとか3年生だけとか、そういう決まりは設けているものか。 |
| (指導室長) 特に市教委として学校に縛りを掛けるような決まりはないが、中学校の実態として中学校1年生で職業調べ、事業所に行ってインタビューをしたり話を聞いたりする活動をキャリア教育の中で行っている。中学校2年生は実際に職業体験ということで、危険を伴わない仕事に就いて体験する。中学校3年生は、キャリア教育では高校の進学があるので、具体的な高校に出向き、調査をするというような形が殆どの学校で行われている。 |
| (山田教育長) このことに関わって、国や道のほうから実態把握をしろといった注意書きの通知が来ているか。 |
| (指導室長) 胆振教育局を通じて、道のほうに群馬県の事故について道教委から通知・通達があるのかと確認したところ、道教委のほうでは現段階で各市町村教育委員会を通じて通知を出す考えはないという返答を受けている。 |

| |
|--|
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 今回は群馬県での工事現場の事故だが、危険が伴うとい |
| うことはもちろん、生活に関係することなのでデリケートな内容になっていくだろ |
| うと思ったが、各中学校の校長先生の裁量という部分もあるかと思うが、インターン |
| シップの職種というか、そういうものの規定がないということで、ある程度の基準を |
| 設けていると理解してもよろしいか。他に質問等ないか。ないようなので、質疑を終 |
| 結する。 |
| |
| |
| 7 そ の 他 |
| |
| (1) 社会教育委員による意見の陳述 |
| |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) その他の(1)として、「社会教育委員による意見の |
| 陳述」がある。森山弘毅社会教育委員から、社会教育法第17条2項の規定に基づき、 |
| 図書館に指定管理者制度を導入することについて意見を陳述したいとの申し出があっ |
| た。当該意見の陳述に関して、教育委員会会議規則第32条の規定に基づき、その時 |
| 間を10分としたいと思うが、教育委員の皆様、よろしいか。 |
| |
| (一同「はい。」の声) |
| |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) それでは森山社会教育委員、只今教育委員会で決定し |
| た時間内で、意見を陳述してください。なお、教育委員会に対して質問はできないの |
| で、その旨申し添える。 |
| (森山弘毅社会教育委員) 社会教育法17条2項に基づく意見陳述の機会を作ってい |
| ただいたことに敬意を表したく思う。 |
| 始めに、手続のことで触れさせていただきたいと思う。意見陳述の発言時間につい |

て、当初教育委員会会議規則第22条にいう「請願・陳情」に準じて、内規によって5分以内とされたことに大変驚いた。5分間で何が語れるだろうか。社会教育法の趣旨にのっとり発言したい旨上原委員長にお手紙を差し上げたところ、改めての回答が10分以内ということであった。最低15～20分をいただきたいとお願いしたのだが、10分ということで、なぜなお5～10分程度に制限されるのか、その根拠が理解できぬままこの会に臨んだことを大変残念に思う。社会教育法第17条は社会教育委員の職務を規定したものであるから、私は当初から請願・陳情の認識はないので、ささやかながら職務の遂行ということで望んでいる次第だ。教育委員会も職務として社会教育委員の意見を「聴かねばならない。」義務が生じているものとする。もっと開かれた教育委員会であることを、1市民として願ってやまない。32条を見せていただいたが、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って決定するということが諮られたのであろうが、委員長が許可したら、特別にその規定以外の時間延長できる項目も確かあったと思うが、本当はそこでお願いしたのだ。「発言時間」の考え方を改めて教育委員の皆さんでまとめて、社会教育委員会会議へ何らかの形でお示しいただきたく要請する。これは手続上の発言なので、できれば以下の本論からの時間をお願いしたいと思う。時間がないので、私が書いた原稿を大急ぎで読み上げる。

この「発言時間」の「制限」には、市教育委員会の「社会教育委員（会議）」に対する「軽視」の姿勢があるのではないかと危惧するところである。「軽視」ということと関連して、少し述べたいと思う。

まず1つ目だが、23年度の「苫小牧市文化賞」の受賞者の教育委員会発表は、社会教育委員会会議が具申した内容と異なるものであった。手続上はそれはあり得ることだが、内実からすれば社会教育委員会会議の具申内容が尊重されなかったという点では、社会教育委員会会議の審議に信頼を置かず、軽視したと見られてもやむを得ないものと思われる。「苫小牧市文化賞及び文化奨励賞規則」第7条2項によれば、「教育長は、候補者名簿を作成する場合において、必要と認めるときは社会教育委員その他の有識

| |
|---|
| 者の意見を聴くものとする。」とある。文化活動の「評価」には多様な視点があること |
| とを踏まえて、「必要と認めて」社会教育委員会議の意見を求めたのだから、これ |
| れが受け入れられなかった事実は重いものだ。今後、候補者名簿作成で、「社会教育 |
| 委員会議」の意見を「必要と認める」のかどうか、もし「必要と認める」のであれば、 |
| 23年度はなぜそういう事態が起こったのか、その経過を踏まえた教育委員会の選考 |
| 基準を、今年度の選考に当たって社会教育委員会議に示されるよう要請する。ちなみ |
| に、23年度「文化奨励賞」受賞者が空白なのは、文化賞制度始まって以来のことで |
| あり、あたかもこの年、苫小牧に奨励に値する人がいなかったかのような印象を与え |
| るものと思われる。事実は、社会教育委員会議の具申を教育委員会が尊重せず、再度 |
| 候補者検討の機会も持たなかったということを示す歴史的な「空白」といえるかもし |
| れない。 |
| 2つ目の「中央図書館の指定管理者制度導入」についても、「社会教育委員会議」 |
| への軽視が感じられる。平成22年9月、市の行革プランが発表され、「中央図書館 |
| の指定管理者制度導入」が掲げられ、工程表が示された中に22年度・23年度は |
| 「図書館協議会・社会教育委員会議との協議」とあり、24年度は「指定管理者制度 |
| 導入の決定」「条例整備」とあります。「社会教育委員会議との協議」は23年度中 |
| に終わっていなければならないが、実際この間、議題で協議されたことはない。図書 |
| 館協議会への正式諮問は今年7月13日、答申締切りが9月20日とされている。こ |
| の予定であると、「社会教育委員会議」での協議がいくら早くても10月初めにつ |
| て始まることになる。仮に条例制定の12月議会までには、事実上2か月足らずだ。 |
| 2年の時間があってもかかわらず、資料提示もなく、また協議議題にしたこともな |
| く、2か月足らずで「協議」が成立するものかどうか。一片の「報告」で済ますこと |
| になるのか。協議、検討時間が十分保証されない「社会教育委員会議」への軽視の姿 |
| 勢が、ここにもはっきり表れていると思う。社会教育委員会議との「協議」は、社会 |
| 教育法第17条1項の1の「立案」になるのか、2の「諮問」への「答申」になるの |
| か、それ以外になるのか、「協議」の方法についてその理由を添えて、早急に社会教 |

| |
|--|
| 育委員会議へお示し願いたいと思う。 |
| 3つ目は、「中央図書館への指定管理者制度導入」そのものについて、意見を述べたいと思う。このことは現在図書館協議会に諮問中だが、諮問の内容は「苫小牧市中央図書館への指定管理者制度導入のあり方」になっている。明らかに制度導入の是非ではなく、「はじめに制度導入ありき」の諮問である。この諮問には、図書館協議会委員を初めとして、多くの市民が驚き、教育委員会の姿勢に強い危惧を感じている。 |
| この突然の「指定管理者制度導入ありき」の諮問内容は、平成22年9月議会の当時の小野寺スポーツ生涯学習部長の答弁内容にも適合しないものだ。答弁には、「制度導入には慎重な検討が必要なため、導入によるメリット・デメリットを整理しながら、市が行わなければならない事項、また指定管理者に委託する事項など細かく精査し、判断に必要な資料を準備し、図書館協議会において協議等をしてまいりたい。」とある。この文言は、答弁中2度繰り返されているほどだ。「制度導入には慎重な検討」といい、細かく精査し、制度導入の「判断に必要な資料を準備」するとした答弁に対して、今回「指定管理者制度導入」を前提に、その「方法論」について諮問するのは、「慎重な検討」という小野寺部長答弁に矛盾し、市教育委員会の一貫性に疑問を抱かせるばかりではなく、「強引な」姿勢が浮き彫りになったといえる。さらに、この諮問内容は、23年度中に図書館協議会がワーキンググループを設け、指定管理者制度導入の実態を精査し、苫小牧市中央図書館のあるべき姿についてまとめた「報告書」とは全く関わりなく出されていることに、図書館協議会への軽視、あるいは無視ともいえる姿勢が感ぜられるところだ。行革プランの工程表によれば、図書館協議会とも22・23年度中に既に「協議」は完了していなければならないところを、「諮問」とは関わらずにこの2年間を無為に過ごし、突然市教育委員会の「条例整備」の時間的制約に合わせて、先の議会答弁にも反する諮問内容で、なお答申に要する時間を2か月足らずしか保証しない姿勢は、苫小牧市民にとって誠に残念というほかない。既に新聞でも報じられているが、当市の「行政改革推進審議会」の「見直し」の諮問に対する答申が近く出されるが、そこには「中央図書館の指定管理者制度導入」は「ゼ |

| |
|--|
| <p>ロベースの視点から慎重に検討され」るよう記されている。これが良識ある市民の声</p> |
| <p>と思う。図書館協議会への「導入ありき」の諮問内容は、この「視点」とは本質的に</p> |
| <p>相反するものであり、答申内容にも深く関わるものと思われる。市教育委員会は、</p> |
| <p>「行革審」答申を真剣に受けとめるよう要請したいと思う。</p> |
| <p>4つ目だが、平成22年9月に発表された市の「行政改革プラン」の中の「中央図</p> |
| <p>書館への指定管理者制度導入」方針は教育委員会から提出されているが、これは22</p> |
| <p>年度第11回定例教育委員会で承認されたものと議会で説明されている。この定例会</p> |
| <p>では、行政サイドが策定した「新行政改革推進計画」について説明したものを教育委</p> |
| <p>員会が追認したもので、「中央図書館」についての質疑はコミセンとの関連が1点あ</p> |
| <p>っただけで、「指定管理者制度導入」についての本質的な問題が審議・検討された形</p> |
| <p>跡がない。「行革プラン」には、「指定管理者」への移行について「開館日数や開館</p> |
| <p>時間など市民サービスという観点から」と記され、これは「図書館法」第3条にいう</p> |
| <p>「図書館奉仕」の「サービス」とは全く無縁な「観点」が述べられている。効果額1,</p> |
| <p>803万円の根拠も不明なまま、しかもホームページからはいつの間にか「1,80</p> |
| <p>3万円」が削除され、その説明さえもない。これは市民軽視といってもよいかと思う。</p> |
| <p>いうまでもなく、教育委員会は首長から独立した執行機関であって、それが制度の根</p> |
| <p>幹をなすものだから、市長公約には縛られることなく、教育委員会として独自の「中</p> |
| <p>央図書館への指定管理者制度導入」の考え方を発表することを、市民は切望している</p> |
| <p>ことと思う。上原委員長初め5人の委員の方々は、お1人お1人が「苫小牧市中央図</p> |
| <p>書館」を民間管理に委ねることが、苫小牧市民にとってベストだと思っておられるの</p> |
| <p>か、教育委員会として真に市民の立場に立って「中央図書館への指定管理者制度導</p> |
| <p>入」だけを議題とした臨時会を開いて、生の教育委員の声をまとめて審議されるよう</p> |
| <p>願っている。あらかじめ独自の考え方を示すことなく、図書館協議会及び社会教育委</p> |
| <p>員会議の答申・具申に対して判断することはできないであろうし、答申・具申内容に</p> |
| <p>関わりなく「指定管理者制度導入」を市議会に提案することになれば、「市民不在の</p> |
| <p>教育行政」ということになろうかと思われる。図書館協議会ワーキンググループの</p> |

皆さんは、自分の時間を10時間以上削って苫小牧市立中央図書館のために考えてきた。もしまだお読みでなければ、このワーキンググループ報告書を是非お読みになり、また図書館法とも併せ考えて「苫小牧市立中央図書館像」のあるべき姿について市民から選ばれた教育委員として、教育委員会として、メッセージを出していただくように切に希望して、私の社会教育委員としての意見陳述を終わらせていただく。

(佐藤郁子委員長職務代理者) 森山社会教育委員、本日は貴重な御意見を陳述していただいたことに御礼申し上げます。

(2) 平成24年度教育委員会点検・評価報告書について

(学校教育部次長) 先の第9回定例委員会で、配布した報告書の21ページまでは御説明し、承認をいただいている。それ以降の22ページからだが、前は学識経験者の意見欄が空白になっていた。ここに苫小牧市PTA連合会の会長、副会長、苫小牧市文化団体協議会の会長、苫小牧市体育指導委員会の会長の4名の学識経験者の方から外部評価として御意見・御助言をいただいたので、御報告させていただく(以下配布資料の説明)。只今の学識経験者の方々からの御意見については、今後の教育委員会での事業を行ううえで参考にしながら、改善等を図っていきたいと考えている。それぞれいただいた御意見・御助言等については、この資料にあるとおり22～23ページに掲載し、9月6日から開催される第7回市議会定例会の文教経済委員会において報告する予定である。

(佐藤郁子委員長職務代理者) こちらも随分細かく分かれていて、それぞれ評価又は方向性等も詳しく書いているので御覧になる時間も必要かと思うが、部次長の説明と一緒に御覧になって、何か質問等ないか。

(山田教育長) これは意見となっているが、意見に対してであれば見解だとか回答が必要になるのか。中身的に要望であれば、要望として承るということになる。つまり、

| |
|---|
| <p>これがこのまま出て、文教経済委員会の中で教育委員会はどのように考えているのか</p> |
| <p>ということが問われないのか。問われるのであれば、事前に答弁を用意しておかなければならない。私も要望が殆どかなと思うが、教育委員会として補足・補強しなければならぬ部分があれば、検討しなければならないと思う。</p> |
| <p>(学校教育部次長) 確かに意見という部分は少ないと思う。殆どが感想という感じで記載されているところが多く、今後の活動に対する要望である。こちらから回答することは、今のところ考えてはいない。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) 昨年もやっているように、成果と課題の取扱いだと思</p> |
| <p>うのだが、今山田教育長がおっしゃったところが、課題についてどう思っているかというのを取りまとめる必要があるかどうかということだが、それに対してさらに意見</p> |
| <p>又は質問として来るかは分からないが、私達は用意をしておかなければならないものもあると思う。</p> |
| <p>(山田教育長) 例えば、評価について、これが継続なのか改善なのかが分かりにくい</p> |
| <p>のではないかとということがあって、今回も指摘をされているので、その辺をいい方法</p> |
| <p>に変わったのか。</p> |
| <p>(学校教育部次長) 評価方法については今回、方向性として継続・改善・終了に変更</p> |
| <p>したので、評価の仕方としては評価いただいている。ただ、中身として、もう少し個</p> |
| <p>別の事業をここに載せられないかというようなことは出てきているので、今後の課題</p> |
| <p>にしたいと考えている。個別の評価がなじむか否かというのもあると思う。</p> |
| <p>(山田教育長) 評価というと、一般的に、点数でいくと何点取ったのということだ。</p> |
| <p>(学校教育部次長) 個別事業をここに盛り込むかどうかという部分も考えなければな</p> |
| <p>らない。</p> |
| <p>(佐藤郁子委員長職務代理者) ただ、課題として上がっているものに対して、分かり</p> |
| <p>やすくこれからのことを私達が意見として述べるものであれば、ものによっては具体</p> |
| <p>的な説明というのも付け加える必要があると思うが、必要であれば意見の取りまとめ</p> |
| <p>もしなければならないと、個人的には考える。</p> |

| |
|--|
| (山田教育長) 私は大変良い意見をいただいていると思っているので、そのことは高く評価し、御協力いただいた方に感謝申し上げたいと思うが、問題は、議会においてどのような議論となるか。この部分がよく分からないとかがあろうと思うので、そういったことは常に改善していく。私もよく言うのだが、この評価の仕方というのは決まっていない。どこの自治体でどんな評価をしても構わないというふうになっているので、そこで指摘された部分があれば改善の余地有りを受け止める。そのように思う。 |
| (3) 苫小牧市立はなぞの幼稚園のあり方に係る説明会及びパブリックコメントの報告について |
| (学校教育部長) この件については、先月の教育委員会の中で、考え方についてパブリックコメントを行うことについて御了承いただいている。今まで、まず幼稚園のPTA役員さんには、事前の説明会を7月25日に行い、その後保護者説明会を8月3日と8月20日の2回開催している。それから住民説明会も、8月20日に行っており、今般は資料4番目・パブリックコメントに寄せられた意見について、内容を添付している。パブリックコメントは7月28日～8月26日の30日間、ホームページ等で意見をいただいております、全体で119件の提出があった(以下配布資料の説明)。市教委としては、意見を集約した形で市教委としての考え方をホームページ上で公表したいと考えている。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 質疑に付す。 |
| (佐藤守委員) 今まで色々な形でパブリックコメントを求めていると思うが、いつもより量が多い。それだけ関心が高いというか、その辺はどのようにお考えか。 |
| (学校教育部長) この件はこれから作るものではなく現在ある幼稚園についてなので、どうしても保護者等の御意見が中心になるかという感じがする。他のパブリックコメントについても市ではやっているが、件数としては多いほうではないかと考えている。 |

| |
|--|
| (学校教育部次長) 自筆で書いて、持参した方もいる。 |
| (山田教育長) 給食調理場の時もパブリックコメントで色々な意見があったけれども、それについて教育委員会としてのコメントを公にしたと思う。 |
| (学校教育部長) 先程申し上げたように、「もう少し時間を掛けて。」といった御意見や「公立としての使命は終わっていないのではないか。」とか「障がい児の受け入れについて」であるとか何点かに絞られるので、その中での市教委の回答をする。個別に対応すると膨大な量であり時間も掛かるので、そういう形での公表をしたいと考えている。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 様々な意見が出されていて、これからいくつか大きく分けて精査することになるかと思うが、漠然とした不安であるとか心配をなさっている方がいるので、その不安を解消できる方法があれば不満も少なくなるという意見もあるようだ。 |
| (学校教育部長) なくなることについての不安。それに対応する、いわゆる市民サービスの低下。これについては、より具体的に書けることは書きたい。ただ低下させることは一切考えていない。方法論は色々あるかと思うが、その対応はさせていただく。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 実際に自分のお子さんが通っていたり、これから通わせる、あるいは通わせていたという様々な年代の方からの御意見だと思うので、分かりやすくまとめて考えていただきたいと思う。 |
| (山田教育長) はなぞの幼稚園の保護者の皆さんが署名を行っていて、その行き先が市長である。これは教育委員会とはどのような関係になるのだろうと思っている。教育委員会の考え方を御説明したけれども、署名は市長のほうに行く。署名の扱いは我々教育委員会でも分かってないといけないと思うので、その辺の対応を、これから市長側と相談しなければならない。 |
| (佐藤郁子委員長職務代理者) 量が多い。様々な角度から見ていくと、色々な部分に気付かれることが多いのだと思う。 |
| (鈴木委員) 今ざっと見た感じでは「非常に不安である。」という文言が多い。確か |

